

180日を超える入院に係る選定療養費

1日 3,190円

1. 厚生労働大臣が定めるところにより、長期入院されている方の入院料は、一部保険給付から外されるため、入院料の一部を患者さんにご負担いただいております。
2. これにより当院では上記の金額を請求させていただきます。なお、該当される患者さんには、あらかじめご説明させていただきます。